

自転車賑わい拠点事業 基本的事項に関する協定書（案）

自転車賑わい拠点事業（以下「本事業」という。）に関して、堺市（以下「甲」という。）と●●、●●及び●●を構成員とし、●●を代表法人とするグループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本的事項に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が事業者として決定されたことを確認し、甲と乙の全部又は一部の構成員によるグループとの間における下記「本事業において締結予定の契約」表示の契約（以下「本事業において締結予定の契約」という。）の締結、下記「占有許可等」表示の占有許可等の取得及び指定、及び下記「議会の議決が必要な事項」表示の事項に関する堺市議会の議決の取得に向けて、甲と乙の双方の権利義務内容を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の権利義務内容及び諸手続について定めることを目的とする。

記「本事業において締結予定の契約」

公共施設の整備費用負担等に関する協定

民間活用施設の貸付に関する契約

自主提案施設の土地の貸付に関する契約

自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）に関する協定

《事業者提案により自主提案施設の土地の貸付に関する契約が不要なときは削除。

以下、同様》

記「占有許可等」

道路区域（別紙1記載の図面において橙線で囲まれた範囲の土地）に関する甲に対する道路法第32条に基づく占有許可

河川区域（別紙1記載の図面において青線で囲まれた範囲の土地）に関する甲に対する河川法第24条に基づく占有許可

河川区域（別紙1記載の図面において青線で囲まれた範囲の土地）に関する河川敷地占有許可準則第22条に基づく都市・地域再生等利用区域の指定

《事業者提案により都市再生等利用区域の指定が不要なときは削除》

記「議会の議決が必要な事項」

(仮称) 堺市立自転車拠点施設条例の制定

公共施設の整備費用負担等に関する協定の締結

自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）に係る指定管理者の指定

(用語の定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとし、本協定に定めがない場合は、本条第2号に規定する募集要項等において定められた用語の定義による。

- (1) 「募集要項」とは、本事業の実施に関して甲が作成し、令和6年12月26日に公表又は配布された募集要項をいう。
- (2) 「募集要項等」とは、募集要項並びに募集要項に添付された事業者選定基準、公共施設の整備費用負担等に関する協定書(案)、民間活用施設の貸付に関する契約書(案)、自主提案施設の土地の貸付に関する契約書(案)、自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）に関する協定書(案)、様式集その他添付資料及びこれらについて募集要項の公表又は配布と同時又は事後に行われた甲による補足説明の総称をいう。
- (3) 「募集要項等に関する質問回答書」とは、募集要項等に関して提出された質問書に基づき甲が作成し、令和7年●月●日に公表した回答書をいう。
- (4) 「事業提案書等」とは、乙が募集要項等に従い甲に対して提出した本事業に関する事業提案書及び当該事業提案書を説明する目的で乙が作成して甲に提出した説明又は補足文書の一切を総称していう。
- (5) 「業務水準」とは、募集要項等、募集要項等に関する質問回答書、事業提案書等、本協定、公共施設の整備費用負担等に関する協定書(案)、民間活用施設の貸付に関する契約書(案)、自主提案施設の土地の貸付に関する契約書(案)、自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）に関する協定書(案)、及びそれらに基づき作成される甲乙間の合意内容を記載した文書に記載されることにより、並びに甲が表明した要望事項を乙が了承することにより、それぞれ定まる、本事業の実施に当たり乙が履行すべき給付の内容及びその給付が満たすべき水準をいい、甲乙間の合意により上記乙が履行すべき給付の内容及びその給付が満たすべき水準が変更された場合には、変更後の内容及び水準をいうものとする。
- (6) 「事業用地」とは、次に掲げる、道路法第32条に基づく占用許可及び河川法第24条に基づく占用許可を受けた土地、並びに甲の所有地をいう。

所在	地番	地目	地積 m ²	備考

ただし、事業用地の範囲は別紙 1 記載の図面において赤線で囲まれた範囲の土地とする。

- (7) 「自転車拠点施設」とは、サイクリングの拠点や自転車を体験できる公の施設として、本事業において、甲の負担等で乙が整備し、乙が管理運営を行う施設（民間活用施設を除く）、及び同施設（民間活用施設を除く）に付属する設備、機器、造作等の一切をあわせていう。
- (8) 「民間活用施設」とは、本事業全体に相乗効果をもたらす施設として、本事業において、甲の負担等で乙が柱・梁・床などの構造躯体、空調、電気、上下水道を整備（以下「スケルトン整備」という。）し、甲が乙に対して普通財産として貸付けて乙の独立採算により管理運営を行う施設、及び同施設に付属する設備、機器、造作等の一切をあわせていう。
- (9) 「自主提案施設」とは、事業全体に更なる相乗効果をもたらす施設として、本事業において、甲と乙の代表法人との間の自主提案施設の土地の貸付に関する契約に基づき、乙の代表法人が事業用地の一部を借り受けたうえ、当該借地上に公共施設とは独立の建物として乙の負担で整備し、乙が所有し、乙の独立採算により管理運営を行う施設、及び同施設に付属する設備、機器、造作等の一切をあわせていう。
- (10) 「公共施設」とは、自転車拠点施設及び自転車賑わい拠点事業地内にスケルトン整備した民間活用施設に関わる施設を個別に又は総称していう。
- (11) 「公共施設整備業務」とは、公共施設の整備、及びその整備に付帯関連する工事等その他これらの業務に付帯関連する一切の業務をいう。
- (12) 「指定管理者実施業務」とは、地方自治法第 244 条の 2 に基づく指定管理業務としての自転車拠点施設の運営に関する業務、維持管理に関する業務、体験型自転車教室実施業務、自転車貸し出し業務、自転車賑わい拠点等に関する広報・情報発信業務、並びに自主事業としての自転車体験事業、レンタサイクル事業、サイクルイベント実施事業、及び自転車関係団体等との連携事業、その他提案された自主事業の各業務その他これらの業務に付帯関連する一切の業務をいう。
- (13) 「民間活用施設管理運営事業」とは、甲と乙の代表法人との間にて締結する民間活用施設の貸付に関する契約に基づき、乙が乙の負担により行う、民間活用施設の運営（内装・設備、什器・備品の設置など含む）及び維持管理業務その他これらに付帯関連する一切の事業をいう。
- (14) 「自主提案施設整備・管理運営事業」とは、甲と乙の代表法人との間にて締結する自主提案施設の土地の貸付に関する契約に基づき、乙が乙の負担により行う、自主

提案施設の設計、建設、運営、及び維持管理の各事業その他これらに付帯関連する一切の事業をいう。

《自主提案施設整備等事業を行わないときは削除。以下、同様。》

- (15) 「協力法人等」とは、事業提案書に協力法人等として記載された、乙から民間活用施設を賃借して★★★★の業務を実施する☆☆☆☆、乙から自主提案施設を賃借して●●●●の業務を実施する○○○○、乙から▲▲▲の業務を受託する△△△△、ほか乙から本事業に係る業務の一部を受託するすべての法人、団体又は個人をいう。
- (16) 「暴力団」とは、堺市暴力団排除条例(平成24年堺市条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (17) 「暴力団員」とは、堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (18) 「暴力団密接関係者」とは、堺市暴力団排除条例第2条第3号及び堺市暴力団排除条例施行規則(平成24年規則第108号)第3条に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (19) 「暴力団員等」とは、「暴力団員」と「暴力団密接関係者」をいう。

(基本的合意)

- 第3条 乙は、募集要項等に記載の条件(以下「甲提示条件」という。)を十分に理解し、これに合意したことを確認する。
- 2 甲は、事業提案書等に記載の条件(但し、事業提案書等に記載の条件が、甲が要望し乙が了承した事項、本協定の記載、募集要項等又は募集要項等に対する質問回答書との間で内容に齟齬がある場合は、第23条に規定する優先関係に従う。以下「乙提示条件」という。)を十分に理解し、これに合意したことを確認する。
 - 3 甲と乙は、甲提示条件及び乙提示条件が、その性質に応じて、本協定又は本事業において締結予定の契約のいずれかの契約条件となることを確認する。
 - 4 甲と乙は、前項の契約に関する契約内容の明確化のための協議において、甲提示条件及び乙提示条件に基づき、その内容を確定することが困難な事項がある場合、募集要項等において示された本事業の目的及び理念に照らして、互いに誠実に協議し、解釈するものとする。

(代表法人等の責務)

- 第4条 代表法人は、本事業が円滑に実施されるよう、構成員及び協力法人等の役割及び責任の所在を明確にする業務実施体制を構築し、甲と乙との間、並びに乙の構成員(代表法人を含む。以下、特に注記しない限り、同様とする。)及び協力法人等の相互間の調整業務等を行う。
- 2 代表法人は、乙が優先交渉権者として選定された旨の通知を受領した時から本事業が

終了するまでの間に生じる本事業に関する乙及び乙の構成員（代表法人を除く。）の甲に対するすべての債務について、連帯して責任を負う。

- 3 公共施設整備業務、指定管理者実施業務を担当する構成員が複数あるときは、それぞれの代表構成員は、それぞれの業務を担当する構成員及び協力法人等の役割及び責任の所在を明確にする業務実施体制を構築すると共に、それぞれの業務を担当する構成員及び協力法人等の、甲に対するすべての債務について、連帯して責任を負う。

（構成員の役割及び契約の締結）

第5条 本事業における各構成員の役割は次のとおりとし、乙は、第1条に基づき、甲と次のとおり協定または契約を締結する。なお、契約金額は、事業提案書等に記載された金額とする。

- （1）公共施設の整備費用負担等に関する協定書

公共施設整備業務 ●●（代表法人）
建設 ●●（代表構成員）
設計 ●●
工事監理 ●●

- （2）民間活用施設の貸付に関する契約書

民間活用施設管理運営事業 ●●（代表法人）

- （3）自主提案施設の土地の貸付に関する契約書

自主提案施設整備・管理運営事業 ●●（代表法人）

- （4）自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）に関する協定書

指定管理者実施業務 ●●（代表法人兼代表構成員）
●●

- 2 前項第2号の民間活用施設管理運営事業において、乙は、事業提案書等に基づき、民間活用施設の内装、設備、什器・備品の設置及び敷地の整備に関し、整備する施設の概要、整備スケジュール及び施設の運営・維持管理を担当する企業名などを含む事業計画書を作成し、市の承認を得るものとし、市の承認を得た事業計画書を前項2号の民間活用施設の貸付に関する契約書に添付するものとする。

- 3 第1項第3号の自主提案施設整備・管理運営事業において、乙は、事業提案書等に基づき、自主提案施設に関し、整備する施設の規模、構造その他の概要、整備スケジュール及び施設の運営・維持管理を担当する企業名を含む事業計画書を作成し、市の承認を得るものとし、市の承認を得た事業計画書を第1項第3号の自主提案施設の土地の貸付に関する契約書に添付するものとする。

- 4 乙は、事業提案書等に基づき、自転車拠点施設管理運営業務に関して基本事業計画書及び年度事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、市の承認を得るものと

し、市の承認を得た事業計画書を第1項第4号の自転車拠点施設管理運営業務（指定管理者実施業務）に関する協定書に添付するものとする。

（第三者の使用）

第6条 乙の構成員は、その担当する業務を第三者に請け負わせ又は委託する場合は、当該第三者と締結予定の契約書等を添付して事前に甲に届け出なければならない。ただし、乙の構成員は当該第三者が担当業務の全部又は大部分を請負又は受託することがないようにしなければならない。

2 乙の構成員は、前項に基づき担当業務の一部を請負又は受託した者が、同業務の実施に当たってさらに別の第三者に請け負わせ、又は委託する場合にも、前項に準じて甲の承諾を得なければならない。ただし、乙の構成員は、当該第三者が担当業務の全部又は大部分を請負又は受託することがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に乙の構成員の担当業務の一部を請け負わせ又は委託する等して、さらなる下位の下請又は再委託が現れる場合全てに適用する。

3 乙の構成員は、前2項に記載の第三者に対し、業務水準、道路法第32条及び河川法第24条の占用許可の条件、及び関係法令等を遵守させなければならない。

4 第1項及び第2項に記載の第三者への請負又は委託は全て、請け負わせ又は委託した業務を担当する乙の構成員の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て当該乙の担当構成員の責めに帰すべき事由とみなして、その構成員が責任を負うものとする。

（参加資格要件を欠く事態が生じた場合等）

第7条 本協定締結時から、本事業において締結予定のすべての契約が締結されるまでの間に、乙が、募集要項に規定する「参加資格要件」を欠く事態が生じた場合には、甲は、本事業において締結予定の契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、何らの催告なく、本事業において締結予定の契約のうち締結済みの契約（仮契約を含む。以下、同様とする。）の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、乙は、甲の事前の承諾を条件として、「参加資格要件」を欠く代表法人以外の構成員の変更をすることができるものとする。

2 前項の場合、「参加資格要件」を欠く事態が乙の構成員の帰責事由によるときは、甲は、帰責事由ある乙の構成員に対し、甲に通常生ずべき費用、損失及び損害等を合理的な範囲で請求することができる。

3 乙及び乙の構成員は、第1項に基づく解除等に関し、損害、追加費用その他名目の如何を問わず、甲に何らの請求もすることができない。

4 乙は、第1項ただし書きの場合を除き、本協定の有効期間中、構成員及びその担当業務を変更することはできない。ただし、甲がその変更を予め承諾したときはこの限りでは

ない。

(本事業において締結予定の契約の締結に向けた甲乙の義務)

第8条 甲と乙は、甲と乙の全部又は一部の構成員との間の締結予定の契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、最善の努力をするものとする。

- 2 乙は、甲と乙の全部又は一部の構成員との間の締結予定の契約の締結に向けての契約内容の明確化のための協議に当たっては、甲の要望事項を尊重するものとする。なお、乙が甲の要望事項の変更を求め、甲がその変更を認めて指示した場合、乙は、当該変更内容を尊重しなければならない。

(本事業に関する議会の議決)

第9条 第1条記載の議会の議決が必要な事項のうち、「(仮称)堺市立自転車拠点施設条例」の制定、又は公共施設の整備費用負担等に関する協定の締結の承認の議決が得られなかったときは、甲と乙は、本協定その他締結済みの契約があるときはその契約を解除し、公共施設の整備費用負担等に関する協定に係る仮契約の効力が生じないことを確認し、締結予定の契約は締結しないこととして、本事業を終了することに合意する。

- 2 第1条記載の議会の議決のうち指定管理者の指定の議決が得られなかったときは、甲と乙は、指定管理業務に関する基本協定を締結せず、本事業は実施しないことに合意する。
- 3 前2項の場合、別途合意がある場合を除き、甲と乙が本事業の全部又は一部の実施のため、又はその準備のために既に支出した費用等については各自が負担するものとし、甲乙間での費用及び損害等の請求及び精算等その他相互の債権債務関係は一切生じないものとする。ただし、甲の議会の議決を得られないことにつき、乙の責めに帰すべき事由があるときを除く。

(本事業に関する占有許可等の許認可の取得)

第10条 乙は、甲のサイクルシティ推進部自転車環境整備課が道路法第32条の占有許可の変更及び河川法第24条の占有許可をそれぞれ申請するために必要な甲が指定する資料を作成し、甲に対し、その資料を甲が乙と協議のうえ定める期日までに提出しなければならない。

- 2 乙は、第1項に定める占有許可等に係る手続を甲に協力して行うほか、その他法令等に基づき本事業の実施に必要な手続、及び許認可の取得が必要なときは、関係機関との協議を行い、当該手続及び許認可の取得を行うものとする。ただし、これにかかる一切の費用は乙が負うものとする。

(占有許可が受けられなかった場合の措置)

第11条 第1条記載の占用許可等のうち、道路法第32条に基づく甲に対する占用許可が受けられなかったときは、甲と乙は、本協定その他締結済みの契約があるときはその契約を解除し、本事業において締結予定の契約は締結しないこととして、本事業を終了することに合意する。

2 第1条記載の占用許可等のうち、河川敷地占用許可準則第22条に基づく都市・地域再生等利用区域の指定がされなかったとき又は河川法第24条に基づく占用許可が受けられなかったときは、甲と乙は、本事業続行の可否、続行する場合の事業計画の変更の内容等を協議する。

3 前項の協議が前項の指定がなされないこと又は前項の占用許可が受けられないことが明らかになった時点から3か月を経過しても調わないときは、本事業続行の可否、続行する場合の事業計画の変更の内容等は合理的な範囲で甲が定める。

4 第1項及び前項により本事業を終了する等したときは、別途合意がある場合を除き、甲と乙が本事業の全部又は一部の実施のため、又はその準備のために既に支出した費用等については各自が負担するものとし、甲乙間での費用及び損害等の請求及び精算等その他相互の債権債務関係は一切生じないものとする。ただし、占用許可等を得られないことにつき、乙の責めに帰すべき事由があるときを除く。

(占用許可の取り消し等)

第12条 甲と乙は、河川法第24条に基づく占用許可を受けるより前に、道路法第71条第1項に基づき道路法第32条に基づく占用許可が取り消され、その効力が停止され、若しくはその条件が変更され、又は事業用地のうち道路区域たる部分に関する道路法第71条第1項に規定する処分等がされるなど（以下、本条において「道路法第32条に基づく占用許可の取り消し等」という。）して、公共施設整備業務を事業計画どおりに実施することができなくなったときは、甲と乙は、本協定その他締結済みの契約があるときはその契約を解除し、締結予定の契約は締結しないこととして、本事業を終了することに合意する。この場合には、前条第4項を準用する。

2 道路法第32条に基づく占用許可及び河川法第24条に基づく占用許可の双方を受けた後に、道路法第71条第1項に基づき道路法第32条に基づく占用許可の取り消し等がされ、又は河川法第75条第1項に基づき河川法第24条に基づく占用許可が取り消され、その効力が停止され、若しくはその条件が変更され、又は事業用地のうち河川区域たる部分に関する河川法第75条第1項に規定する処分等がされるなど（以下、本条において、道路法第32条に基づく占用許可の取り消し等とあわせて、「占用許可の取り消し等」という。）して、本事業が業務水準のとおりを実施することができなくなったときは、前条第2項及び第3項を準用する。

3 前項の場合、占用許可の取り消し等が乙の構成員の帰責事由によるときは、甲は、帰責事由ある乙の構成員に対し、甲に通常生ずべき費用、損失及び損害等を合理的な範囲で

請求することができる。

- 4 第2項の場合、占用許可の取り消し等が甲の帰責事由によるときは、乙は、甲に対し、乙に通常生ずべき費用、損失及び損害等（逸失利益を除く。）を合理的な範囲で請求することができる。
- 5 第2項の場合、占用許可の取り消し等が甲及び乙の帰責事由によらず、甲において損失補償を受けることができる場合には、乙は、甲に対し、その補償の範囲内において乙の被った乙に通常生ずべき費用、損失及び損害等（逸失利益を除く。）を合理的な範囲で請求することができる。
- 6 本協定の有効期間中、道路法第32条に基づく占用許可又は河川法第24条に基づく占用許可が更新されなかったときは、第1項から第4項までを準用する。

（準備行為等）

- 第13条 乙は、本事業において締結予定の契約の締結前であっても、甲の承諾を得て、自らの責任及び費用負担において、公共施設整備業務を除く本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。ただし、乙は、事業用地に関する準備行為については、道路区域については甲の受けている占用許可に反しない範囲内で、河川区域については法令の規制に反しない範囲内で、それぞれ行わなければならない。
- 2 第12条（占用許可の取消し等）第4項（同条第5項で準用する場合を含む。）及び第18条（本事業の終了又は本協定の解除に伴う事業用地の原状回復）第5項に定める場合を除き、甲と乙のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、甲と乙との間で本事業において締結予定の契約の全部又は一部の締結に至らなかったときは、別途合意がある場合を除き、甲と乙が本事業の全部又は一部の実施のための準備に関して既に支出した費用等については各自が負担するものとし、甲乙間での費用及び損害等の請求及び精算等その他相互の債権債務関係は一切生じないものとする。

（甲による本協定の解除等）

- 第14条 甲は、乙又は乙の構成員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、本事業において締結予定の契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、何らの催告をすることなく、本協定、及び本事業において締結予定契約のうち締結済みの契約の全部若しくは一部を解除することができる。
- （1）その責めに帰すべき事由により、業務水準の履行が不能となったとき。
 - （2）破産、会社更生若しくは民事再生の各手続開始決定の申立てその他債務整理手続の申立てをしたとき、若しくは、解散を会社法その他の法令上権限のある機関で決議したとき、又は、第三者（乙の構成員の取締役を含む。）によって、かかる申立てがなされたとき。

(3) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。

(4) 信用状態が著しく悪化し又はそのおそれがあると甲が認めるべき合理的理由があるとき。

2 甲は、乙又は乙の構成員が、業務水準に違反し、甲の催告にも関わらず、これを是正しない場合は、本事業において締結予定の契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、相当期間を設けて催告を行った上で、本協定、及び本事業において締結予定の契約のうち締結済みの契約の全部若しくは一部を解除することができる。

3 乙又は乙の構成員が第1項各号の事由又は第2項の場合に該当するときは、甲は、乙が該当するときは乙に対し、乙の構成員が該当するときは当該構成員に対し、甲に通常生ずべき費用、損失及び損害等を合理的な範囲で請求することができる。

4 乙及び乙の構成員は、第1項及び第2項に基づく契約等の不締結及び解除に関し、損害、追加費用その他名目の如何を問わず、甲に何らの請求もすることができない。

(乙による本協定の解除等)

第15条 乙は、甲が、その責めに帰すべき事由により本協定に定める事項又は本事業において締結予定の契約の履行が不能となったときは、本事業において締結予定の契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、何らの催告をすることなく、本協定、及び本事業において締結予定の契約のうち締結済みの契約の全部若しくは一部を解除することができる。

2 乙は、甲が、本協定、本協定に基づく合意事項、又は本事業において締結予定の契約のいずれかに違反し、乙の催告にも関わらず、これを是正しない場合は、本事業において締結予定の契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、相当期間を設けて催告を行った上で、本協定、及び本事業において締結予定の契約のうち締結済みの契約の全部若しくは一部を解除することができる。

3 甲が第1項の事由又は第2項の場合に該当するときは、乙は、甲に対し、乙に通常生ずべき費用、損失及び損害等を合理的な範囲(逸失利益を除く。)で請求することができる。

(不正な行為等に係る措置)

第16条 甲は、乙又は乙の構成員が、本事業に関して次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、本事業において締結予定の契約を締結せず、又は、何らの催告をすることなく、本協定、及び本事業において締結予定の契約のうち締結済みの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条又は第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令(独禁法第2条

第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第3条、第6条又、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第7条の2第2項の場合及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第3項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該納付命令が確定したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 独禁法第8章第2節に規定する手続を経てなされた排除措置命令又は課徴金納付命令に対して、独禁法第77条の規定により抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 乙、又は乙の役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると甲が認めたとき。

2 乙及び乙の構成員は、前項に基づく協定等の不締結及び解除に関し、損害、追加費用その他名目の如何を問わず、甲に何らの請求もすることができない。

3 乙又は乙の構成員が第1項各号の事由に該当するときは、甲は、乙が該当するときは乙に対し、乙の構成員が該当するときは当該構成員に対し、甲に通常生ずべき費用、損失及び損害等を合理的な範囲で請求することができる。

（暴力団員等の排除に関する措置）

第17条 甲は、乙が暴力団員等に該当しないことを確認するため、大阪府警察本部長又は所轄の警察署長に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、甲による照会にあたって必要となる事項についての情報を提供しなければならない。

2 乙は、本事業に係る業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団員等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。

3 乙は、本事業の実施に当たり、暴力団員等から業務の妨害その他不当な要求（以下、本条において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を甲に報告し、大阪府警察本部又は所轄の警察署に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。

4 乙は、本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団員等か

ら不当介入を受けたときは、直ちに、その旨を甲に報告し、当該第三者に対して、大阪府警察本部又は所轄の警察署に届け出て捜査に必要な協力を行うよう、指導しなければならない。

- 5 甲は、乙が本事業に係る業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団員等であることが判明したときは、乙に対し、当該第三者との間で契約を締結せず又は解除するよう求めることができる。
- 6 甲は、乙が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本事業において締結予定の契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、何らの催告をすることなく、本協定、及び本事業において締結予定の契約のうち締結済みの契約の全部若しくは一部を解除することができる。
 - (1) 乙が、第1項の照会に対する回答等に基づき、暴力団員等に該当する事実が明らかになったとき。
 - (2) 乙が前項の規定による要求に従わなかったとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、乙が正当な理由なく業務水準に違反し、その違反により暴力団員等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 7 乙及び乙の構成員は、前項に基づく契約等の不締結及び解除に関し、損害、追加費用その他名目の如何を問わず、甲に何らの請求もすることができない。
- 8 乙又は乙の構成員が第6項各号の事由に該当するときは、甲は、乙が該当するときは乙に対し、乙の構成員が該当するときは当該構成員に対し、甲に通常生ずべき費用、損失及び損害等を合理的な範囲で請求することができる。

(本事業の終了又は本協定の解除に伴う事業用地の原状回復)

- 第18条 事由の如何を問わず、本事業が終了したとき、又は本協定が解除されたときは、乙は、本事業終了の日まで又は解除の日以降速やかに、乙の責任及び費用負担により、民間活用施設、自主提案施設その他**《同施設整備等事業が実施されないときは削除。以下、同様》**乙が権限により事業用地に建設、設置、及び付属等させた乙及び第三者の所有物をすべて解体撤去して、事業用地を原状(更地、以下、本条において同じ。)に回復したうえで、甲に返還しなければならない。ただし、甲が事業用地の全部又は一部を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項の原状回復について、その内容や方法、スケジュール等に関し、事業期間満了の日の1年前までに甲に対し書面により申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 乙が第1項本文に反して事業用地の全部又は一部の原状回復をしないときは、甲は、乙に代わり、当該事業用地の全部又は一部の原状回復を行うことができるものとする。
 - 4 第12条(占用許可の取消し等)第4項(同条第5項で準用する場合を含む。)に該当する場合及び第15条(乙による本協定の解除等)により乙が本協定を解除した場合を除き、乙が第1項本文の原状回復をしないときは、乙は、甲に対し、その原状回復に必要

な費用相当額及び乙が原状回復義務を履行しないことによって甲が被る損害につき賠償しなければならない。

5 第12条（占用許可の取消し等）第4項（同条第5項で準用する場合を含む。）に該当する場合及び第15条（乙による本協定の解除等）により乙が本協定を解除した場合、第1項本文の原状回復に必要な費用相当額は、乙に通常生ずべき費用として、第12条（占用許可の取消し等）第4項を準用する。

6 第1項本文の場合、乙は、甲に対し、自主提案施設その他乙が権限により事業用地に建設、設置、及び付属等させた乙の所有物を買取るべきことを請求することはできない。

7 第1項ただし書きの場合、乙は、甲に対し、甲が事業用地のうち原状に回復させることが適当でないと認めた部分に存する自主提案施設その他乙が権限により事業用地に建設、設置、及び付属等させた乙の所有物を無償で譲渡してその所有権を甲に移転するとともに、甲は、これを無償で譲り受けるものとし、甲又は甲が指定する者が本事業を継続するときは、乙は本事業継続のために必要な引継ぎを行うものとする。

（第三者に与えた損害）

第19条 乙は、本事業の実施に伴い、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し又は損害を賠償しなければならない。

（地震等による損害）

第20条 甲と乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、相手方に対し、地震、火災、風水害、戦乱、暴動等いずれの責めにも帰すことのできない事由によって被った損害については、賠償する責めを負わない。

（秘密保持等）

第21条 甲と乙は、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、第三者に漏洩し、本協定、及び本事業において締結予定の契約の履行及び本事業終了時の引継ぎのために本事業を引継ぐ事業者に開示する以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の秘密について次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）公知である場合

（2）本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合

（3）被開示者が独自に開発した情報として書面等の記録で証することができる場合

（4）裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合

（5）甲が堺市情報公開条例（平成14年12月25日条例第37号）に基づき開示を求められて適法に開示する場合

(6) 弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者及び協力法人等に守秘義務を課して開示する場合

(7) 本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合

(8) その他法令に基づき開示する場合

2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び堺市個人情報保護条例（平成14年12月25日条例第38号）を遵守して取扱う責務を負う。

3 前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従う。

4 乙は、その役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者、本事業に関連して資金を提供している金融機関又は協力法人等に対し、第1項ないし第3項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

5 本条に定める乙の義務は、本協定終了後も存続し、乙の役員、従業員、代理人若しくはコンサルタント、出資者、本事業に関連して資金を提供している金融機関又は協力法人等がその地位を失った場合であっても免れない。

（担保設定等の禁止）

第22条 乙は、自主提案施設その他乙が権限により事業用地に建設、設置、及び付属等させたものについて、借地権、抵当権その他の権利設定、第三者への所有権を移転等一切の処分をしてはならない。

2 乙は、本協定及び本事業において締結予定の契約に基づく権利について、第三者への譲渡若しくは貸与、担保設定等一切の処分をしてはならない。

（優先関係及び解釈等）

第23条 甲と乙は、本事業につき、本協定と共に甲が要望し乙が了承した事項、募集要項等、募集要項等に関する質問回答（その後の変更を含む）及び事業提案書等記載事項はすべて甲乙間の契約内容となることを確認する。

2 前項の事項を記載した書類等の間に記載の矛盾、齟齬がある場合、本事業において締結予定の契約、本協定に規定した事項、甲が要望し乙が了承した事項、募集要項等に対する質問回答、募集要項等、事業提案書等記載事項の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書等の記載事項と事業提案書等に優先する事項を記載した書類の間に矛盾、齟齬がある場合で、事業提案書等に記載された性能又は水準が、その余の書類に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で事業提案書等の記載がその余の書類の記載に優

先するものとする。

- 3 前項記載の同一順位の書類等の記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、事業提案書等の内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲は乙と協議の上で、その記載内容に関する事項を決定する。

(協定の有効期間)

第24条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から事業期間の最終日である令和19年3月31日までとする。ただし、本事業において締結予定の契約のすべてが締結に至らなかった場合及びすべて解除された場合、並びに本協定が解除された場合には、その時点で本協定の効力は失われるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条第4項、第7条第2項及び第3項、第9条第3項、第11条第4項、第12条第1項及び第3項から第5項、第13条第2項、第14条第3項及び第4項、第15条第3項、第16条第2項及び第3項、第17条第7項及び第8項、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、本条、並びに第26条の規定の効力は存続するものとする。

(請求、通知等の様式等)

第25条 本協定、本事業において締結予定の契約に基づき締結される一切の合意に基づく請求、通知、報告、説明、回答、申出、承認、承諾、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除その他一切の相手方に対する意思の連絡(以下これらを「通知等」という。)は、他の方法によることにつき、甲と乙が書面で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、甲及び乙は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

- 2 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに甲が定める様式により甲に届け出なければならない。

(1) 乙又は乙の構成員の名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

(2) 乙の構成員の地位について合併又は分割による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3) 乙の構成員が第14条第1項第2号又は第3号の事由に該当したとき。

(準拠法及び裁判管轄)

第26条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することを合意する。

(協議等)

第27条 甲及び乙は、本協定につき疑義が生じた場合、誠意をもって協議により解決するものとする。

甲と乙は、以上のとおり合意し、その事実を証するため、本協定を2通作成し、甲及び乙、それぞれ記名押印の上、甲と乙の代表法人が各1通を保有する。

(以下余白)

令和 年 月 日

甲	住 所	堺市堺区南瓦町3番1号		
	名 称	堺 市		
	代 表 者	堺市長	永藤 英機	印

乙

代表法人：住 所

名 称

代 表 者

構成員：住 所

名 称

代 表 者

構成員：住 所

名 称

代 表 者

別紙 1

- ・事業用地図